

令和7年度

第4回

平塚市農業委員会

総会議事録

令和7年7月24日（木）

令和7年度第4回平塚市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年7月24日（木）10:00～10:30

開催場所 平塚市庁舎本館6階 619会議室

農業委員

会 長 松 木 会 長

3 番 猪 俣 委 員（欠席）

7 番 加 藤 委 員

10番 松 井 委 員

13番 横 山 委 員

1 番 高 橋 委 員

5 番 荒 川 委 員

8 番 高 橋 委 員

11番 荻 野（武）委 員

14番 笹 尾 委 員

2 番 上 原 委 員

6 番 荻 野（信）委 員（欠席）

9 番 小 宮 委 員

12番 中 戸 川 委 員

傍聴人等 傍聴人 0人

事 務 局 佐野局長 佐草局長代理 廣野主管 三浦主事

報告事項

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第4号 非農地証明について

議 事

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第31号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

議案第32号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

＜報告事項＞

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、7件の届出について、土地の所在の一部と届出事由を報告。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、7件の届出について、土地の所在の一部と届出事由を報告。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、8件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第4号 非農地証明について

事務局 議案書のとおり、2件の非農地証明について、土地の所在の一部と利用状況を報告。

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 農地法第3条の規定による許可申請1件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

学校法人新藤学園幼保連携型認定こども園 認定美里・柿の実こども園南西に約370m
に位置

農振白地

【経営地】

経営面積 3,459.00㎡

田・・・約2反7畝

畑・・・約6畝

取得後経営面積 3,669.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (70代) 農業専従 子 (40代) 兼業

配偶者 (70代) 農業専従 子 (40代) 兼業

子 (40代) 兼業

【主要農機具】

トラクター1、耕うん機1、コンバイン1

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員 譲受人の所有田畑はきれいに耕作されており、問題はない。

議 長 地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
1 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 農地法第5条の規定による許可申請1件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

駐車場

【権利】

賃貸借権設定

【申請地】

枝橋から北西に約100mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

住宅の用若しくは事業の用に供する施設 又は公共施設若しくは公益的施設が連たんし、農地の広がりがあるに満たない。

東側及び北側は雑種地、西側は水路、南側は農地。

【利用計画】

出入口は北側駐車場からの計画で、新たに出入口は設置しない。

東側、西側、南側の境界に板塀を新設。

計画地は砂利敷の状態を整地する。

雨水は自然浸透処理。

水利土木組合長からの同意済。

【申請理由】

譲受人は運送会社で、現在北側隣接地を駐車場として利用しているが、敷地内の幅員が狭く、車両の交差や駐車に苦労している。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地の北側は現在、今回申請されている事業者が駐車場として使用し、その駐車場が手狭になり拡張をするもの。敷地内は砂利敷き整地をし、敷地内雨水浸透処理の計画。西側の用水路被害防除として、1mセットバックし、15cm板塀設置で被害防除、南側も同じく渡し人の農地を板塀で被害防除するという申請内容。被害防除にあたり、板塀が腐食の恐れがあり、被害防除が困難になると考えられ、コンクリートブロックや鋼板等で被害防除対策をしてもらうため、今回の申請は審議保留として継続審議としたい。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1 番案件は、審議の余地ありとして継続審議と決議する。

結 果 異議なしで議決される⇒継続審議（翌月以降に審議保留）。

議案第31号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

議 長 相続税の納税猶予に関する適格者の証明、8件の証明願について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
1番から8番案件について特に問題がない限り一括審議とすることを問う。

委 員 異議なし。

議 長 一括審議を決定し、地元委員に意見を求める。

(1番から8番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 1番案件について、全9筆で8筆は地続きでサトイモ、ニンジン、ナス、ピーマン、オオバ等少量多品種作付けされており、問題なく管理されていたことを報告。

地元委員 2番案件及び3番案件について、3筆となっているが、現況は1枚の状況できれいに管理され、問題がないことを報告。

地元委員 4番案件について、3筆まとめて水田となっており、周囲の畦も草刈がされており、問題がないことを報告。

地元委員 5番案件について、耕作者は近隣に住まれ、手押し車で農地まで通い草刈等をされており、きれいに耕作されていたことを報告。

地元委員 6番案件について、4筆全て水田できちんと管理され、問題がないことを報告。

地元委員 7番案件について、田9筆、畑6筆全て適切に管理され、問題がないことを報告。

地元委員 8番案件について、ナス、キュウリ、ネギ、オクラ等を栽培されており、概ね問題はなかったが、農地の一部に草が生えているところがあったため、草刈依頼をしたところ、本総会日前までに草は刈られており、耕うんされていたことを確認したので、問題なしとして報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1番案件から8番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第32号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

- 議 長** 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請、計2件について、事務局に説明を求める。
- 事 務 局** 利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間、権利の種類を説明。
なお、本案件については農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1（1）の各要件を満たしている旨も報告。
- 議 長** 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。
- 議 長** 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、本案件は計画案のとおり要請することで決議する。
- 結 果** 異議なしで議決される。⇒承認

以上をもって閉会する。

（10時30分 閉会）

以上の会議の顛末を記載し、確認したため署名いたします。